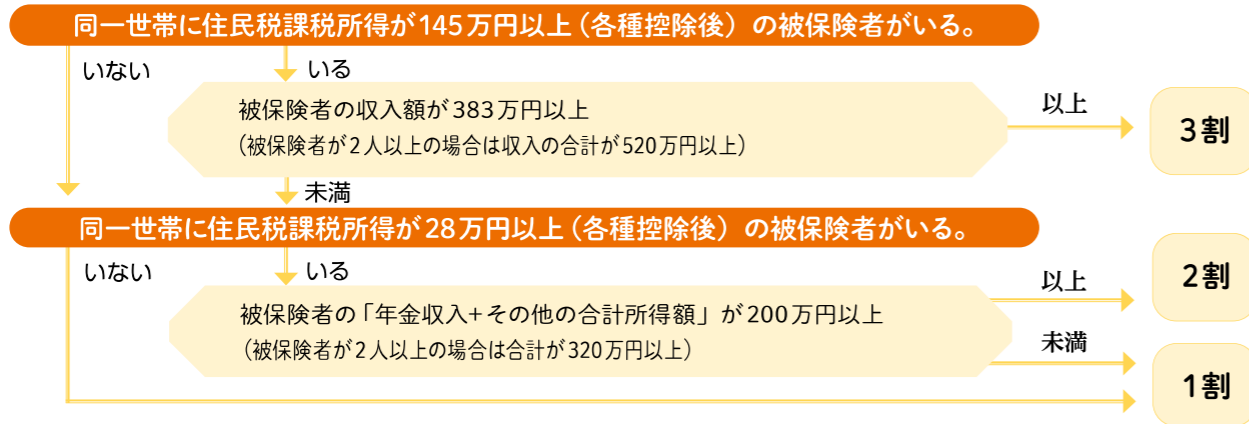


## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ ②

### ● 自己負担割合

新しい資格確認書は、令和7年の所得等に基づき自己負担割合を判定しています。

#### 【自己負担割合の判定フロー】



### ● 保険料の通知書について

令和8年度の保険料額決定通知書を7月中旬にお送りします。

保険料は、一人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。

#### 【令和8年度保険料】



- 世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じ、均等割額が軽減される場合があります。
- 後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方（国民健康保険・国民健康保険組合は除く）は、所得割額の負担はなく、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。ただし、世帯（世帯主と被保険者）の所得が低い方は、所得に応じた均等割額の軽減が受けられます。
- 納付方法は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書または口座振替で納める「普通徴収」の2通りがあります。前年度と納付方法が変更になっている方もいますので通知書を必ずご確認ください。

※ 詳しくは、資格確認書と一緒に送る「後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。



#### ■ 問い合わせ

弓削住民課 ☎77-2503 生名町民生活課 ☎76-3000  
 岩城町民生活課 ☎75-2500 魚島町民生活課 ☎78-0011

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ ①

### ● 資格確認書の交付条件がかわります

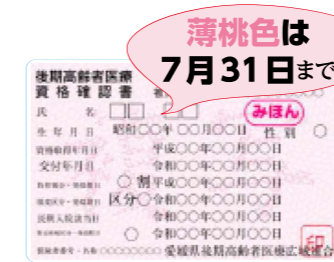
後期高齢者医療被保険者の方全員に資格確認書を交付していましたが、令和9年7月31日有効期限の資格確認書から、年齢やマイナ保険証の利用状況などにより条件がかわります。なお、マイナ保険証のご利用状況は、お届けした資格確認書または資格情報のお知らせを作成した時点の情報となります。

#### 【資格確認書の交付対象者】

次のいずれかに該当する方は、これまでどおり、手続きなしで新たな資格確認書（青色）を7月中にお届けします。また、資格確認書に限度区分の記載が必要な方は、市町の窓口で申請することで記載できます。

- 85歳以上の方全員
- 84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されていない方（※1）
- マイナ保険証を持っていない方

令和8年8月1日からは、資格確認書（青色）に変わります。



後期高齢者医療資格確認書	有効期限	令和9年7月31日
氏名	被保険者番号	12345678
生年月日	昭和7年4月12日	性別 女
資格取得年月日	平成20年4月1日	
交付年月日	令和8年8月1日	
負担割合・有効期日	1割	
限度区分・発効期日	区II	平成21年8月1日
長期入院該当日	令和8年8月1日	
特定承認日・発効期日	区分A	令和4年10月1日
保険者番号・名称	00000000	愛媛県後期高齢者医療広域連合

#### 【資格情報のお知らせの交付対象者】

下記に該当する方は、引き続きマイナ保険証での受診をお願いします。

- 84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されている方（※2）

※マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、お住まいの市町の窓口で申請手続きをすることにより資格確認書を交付します。

- ※1 マイナ保険証を普段からご利用されていない方は、下記の※2に該当しない方です。
- ※2 マイナ保険証を普段からご利用されている方は、以下の①②の両方を満たす方です。
  - ① 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方
  - ② 概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されている方

### ● マイナ保険証の利用について

オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局等の受付では、健康保険証利用登録済のマイナンバーカードでの受診が可能です。マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局にマイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できますのでぜひご利用ください。

### ● 限度区分の確認方法について

後期高齢者医療制度では、一部負担金限度額（高額療養費）の適用区分等の情報は、マイナ保険証で確認できます。また、資格確認書に記載できますので、記載されていない方は、各市町の窓口での申請により負担区分を記載することができますのでお住まいの市町にお問い合わせください。